

第2節

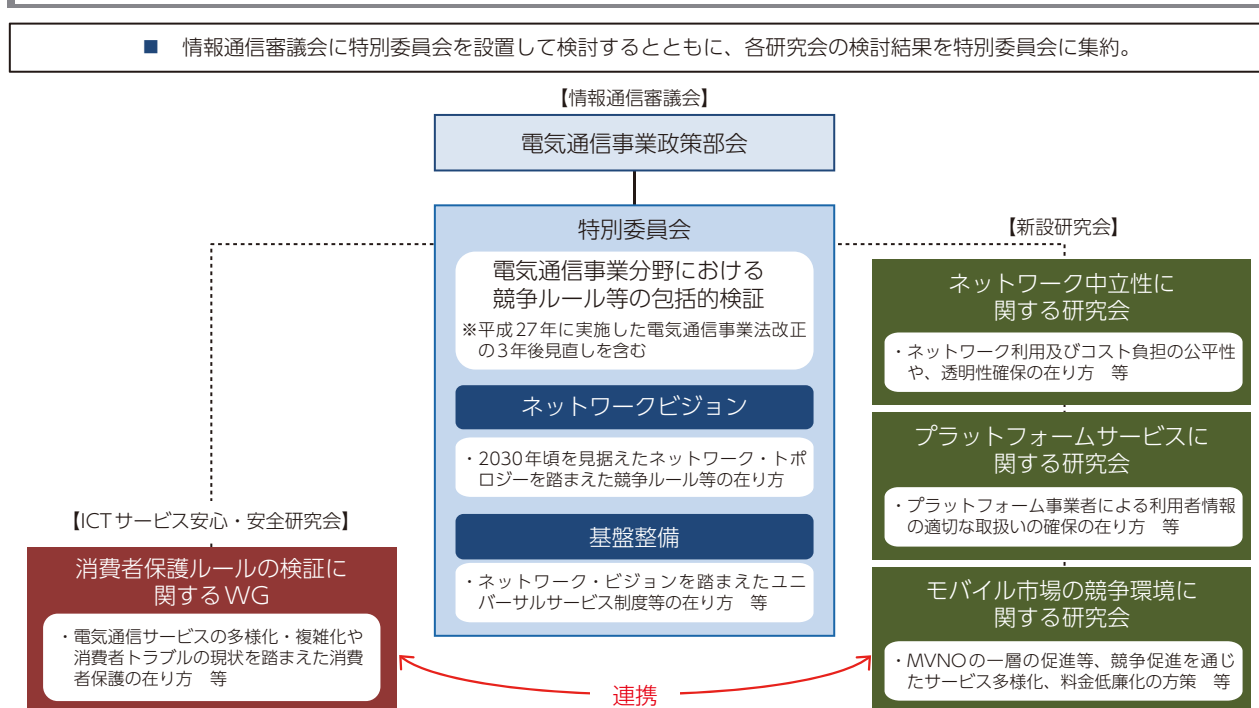
電気通信事業政策の展開

1 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証

電気通信事業分野においては、電気通信サービスの高度化・多様化・複雑化、プラットフォームサービスが利用者等に与える影響の拡大、動画等の大容量コンテンツの普及によるインターネットトラフィックの増加等の変化が生じている。このような変化に加えて、第5世代移动通信システム（5G）の普及や、ネットワークのIP化・仮想化技術の進展等の変化が予想されているほか、IoT時代の到来を見据え、ICTを利用する主体と電気通信事業者との関係が強化されるなど、事業者間連携の進展による新たなサービス・ビジネスモデルの登場も想定される。

これらの変化がもたらすネットワーク構造及び市場構造の変化に対応するため、これまでの政策について包括的に検証した上で、2030年頃を見据えた電気通信事業分野における競争ルール等について検討を行うべく、2018年（平成30年）8月、総務省は情報通信審議会に対し、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」について諮問した。これを受けて、同審議会電気通信事業政策部に「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会」（以下「特別委員会」という。）を設置するとともに、特に集中的な検討が必要と考えられる事項については、研究会等を新設し、検討を行っている（図表4-2-1-1）。

図表4-2-1-1 「包括的検証」に関する検討体制について



1 通信ネットワーク全体に関するビジョン

上記のネットワーク構造の変化及び市場構造の変化により、ネットワークにおける「設備」と「機能」の実質的な分離や、固定通信市場と移动通信市場の融合、海外の事業者が提供するサービスの影響の更なる拡大といった変化が生じることが予想される。このような変化に対し、特別委員会においては、2030年頃のネットワーク・トポロジーを踏まえ、「電気通信の健全な発達」や「国民の利便の確保」を将来にわたって実現・維持する観点から必要であると考えられる施策について、①通信ネットワークにおける仮想化の進展、②他者設備の利用、③市場の融合、④グローバル化の進展の4項目を中心に、現在のルールの見直しも含めて検討を行っている。

2 通信基盤の整備等の在り方

少子化の進展等により、今後社会全体の人口は減少することが予想され、過疎化が進行した地域等においては現

行サービスの提供維持コストが上昇する等の社会構造の変化が生じている。また、電気通信サービスの高度化等により国民生活に不可欠なサービスは多様化しており、このようなサービスについて社会的排除が生じないように、効率性に配慮しつつサービスの提供を担保する仕組みを構築することが重要になっている。特別委員会においては、将来的に必要な情報通信サービスを誰もが適正・公平・安定的に享受できる環境（ユニバーサルアクセス）の実現も視野に入れ、これまでの電話を前提としたユニバーサルサービス制度を見直し、不可欠なサービスの多様化への対応等について検討を行っている。

3 ネットワーク中立性の在り方

インターネットは、誰もがその上で自由に活動できる共通基盤として「オープン性」が確保されてきたことで、社会に対し多大な効果をもたらしており、今や経済活動や国民生活にとって不可欠なものとなっている。近年、コンテンツの大容量化、IoT機器の普及などによるインターネットトラフィックの急増・多様化や、通信に関する様々なビジネスモデルの登場等により、ネットワークをめぐる環境が大きく変化してきている中で、今後もインターネットの「オープン性」が維持されるためには、「通信事業者はインターネット上のトラフィックを公平（無差別）に取り扱う」といういわゆる「ネットワーク中立性（Network Neutrality）」の確保が、非常に重要な意味を持つ。このため、2018年（平成30年）10月から「ネットワーク中立性に関する研究会」を開催し、ネットワーク利用及びコスト負担の公平性や透明性確保の在り方等について検討を行っている。

2019年（平成31年）4月に取りまとめられた同研究会の中間報告書においては、インターネットの利用に関する利用者の権利を明記し、コンテンツ・プラットフォーム事業者を含めた多様な関係者によって尊重・遵守されることの重要性を訴えている。また、具体的事項に対する取組の方向性として、①一部のトラフィックの通信帯域を制限する「帯域制御」、②一部のトラフィックを優先的に取り扱う「優先制御」、③一部のトラフィックを使用データ量にカウントしない「ゼロレーティング」や「スポンサードデータ」についてのルールを整備するとともに、ネットワークの持続的投資の確保や、上記ルールの遵守状況や情報公開を継続的にモニタリングするための体制を整備することが示されている。

4 プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方

プラットフォーム事業者が大量の利用者情報を活用してサービスを提供していることを踏まえ、利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等に関し、2018年（平成30年）10月から「プラットフォームサービスに関する研究会」を開催し、検討を行っている。

2019年（平成31年）4月には中間報告書が取りまとめられ、利用者情報の適切な取扱いに係る政策対応上の基本的方向性として、①国外のプラットフォーム事業者に対する電気通信事業法の「通信の秘密の保護」規定の適用に係る法整備を視野に入れた検討、②環境変化を踏まえた「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等の適用対象の見直しの検討、③プラットフォームサービスに対する法律の執行の確実な担保に力点を置いた共同規制的アプローチを機能させるための方策の検討、④EUにおけるeプライバシー規則策定の動き等との国際的な調和等を示した。

また、同研究会では、オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応についても検討を進めており、プラットフォーム事業者を始めとする民間部門における自主的な取組を基本とした、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携等の自浄メカニズムの検討等を今後行うことを示した。

さらに、サイバー空間でのデータの自由で安心・安全な流通を実現するためには、データの信頼性を確保する仕組みとして、データの改ざんや送信元のなりすまし等を防止するトラストサービスが不可欠であることから、同研究会の下に「トラストサービス検討ワーキンググループ」を設置し、EUにおけるeIDAS規則の制定等の動きも踏まえつつ、国際的な相互運用性の確保の観点も含め、トラストサービスの在り方について検討を行っている。

5 モバイル市場の競争環境の確保の在り方・消費者保護ルールの在り方

携帯電話は、その契約数が1億7千万を超え、様々な社会経済活動の基礎となるとともに、国民にとって不可欠なコミュニケーションの手段となっており、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できる環境整備がますます重要となっている。

モバイル市場においては、現時点において、MNO3社の契約数シェアが均衡しつつある一方で、MNOによる

他の電気通信事業者の買収等によるグループ化が進み、実質的に3グループに収められている。その中で、MVNO (Mobile Virtual Network Operator) の契約数は増加傾向にあるものの、直近1年間の純増数はMNOの純増数を下回り、MNO3社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている。

こうした競争環境下における我が国のモバイル市場については、他の先進国と比較して利用者料金が総じて高く、また、その推移を見ても、下がる傾向が鈍い状態にあることが指摘され、また、端末購入者に対して大幅な割引を行う慣行が広く見られることに伴って、利用者の正確な理解が妨げられ、競争が働く前提である利用者による適切かつ自由なサービス選択が阻害される、利用者間の不公平が生じるという課題が認められる。このような中で、情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえ、利用者利益の向上が図られるよう、モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、

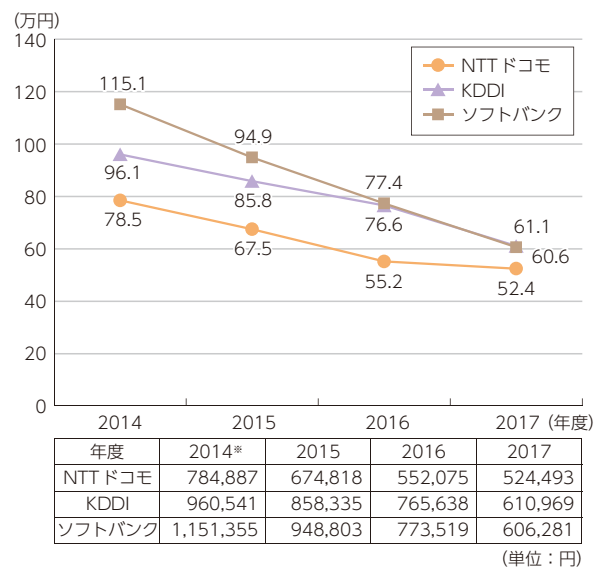
多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うため、2018年（平成30年）10月から「モバイル市場の競争環境に関する研究会」（以下「モバイル研究会」という。）を開催している。モバイル研究会においては、①事業者間の公正な競争の促進による利用者利益の確保、②利用者のニーズに合ったサービス・端末の選択の確保、③技術進歩の成果を利用者が享受できる環境の確保を検討の基本的視点とし、携帯電話の料金プランに係る理解を促進するための取組などの利用者料金に関する事項と、接続料負担の軽減と予見可能性の確保に向けて接続料の算定方式を将来原価方式へ見直すことなどの事業者間の競争条件に関する事項について、検討を行っている（図表4-2-1-2）。

また、携帯電話に限らず、電気通信分野は急速に技術革新が進む分野であるため、消費者が利用する電気通信サービスは日々高度化・多様化・複雑化し、電気通信サービスを提供する電気通信事業者及び販売代理店と消費者との間には、情報の非対称性等の格差が生じる傾向にある。このような消費者保護ルールの重要性がますます高まっている状況を踏まえ、2015年（平成27年）の電気通信事業法改正により充実・強化された消費者保護ルールの施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うため、2018年（平成30年）10月から「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG」（以下「消費者WG」という。）を開催している。

消費者WGにおいては、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、①事業者から消費者に対しリテラシーに応じた適切な情報提供が行われているか、②電気通信サービスの品質の不確実性という特性を踏まえた消費者保護が十分になされているか、③利用者のニーズに合ったサービスを選択できる環境が確保されているかという観点から、携帯電話の料金プランの理解促進のための取組、携帯電話ショップでの手続時間等の長さへの対応、広告表示の適正化に向けた対応、不適切な営業を行う販売代理店等への対策、高齢者トラブルへの対応、法人契約者のトラブルへの対応等について、検討を行っている。

モバイル研究会及び消費者WGでの議論を通じ、多くの関係者及び構成員が共通して指摘する課題が明らかになってきたことを踏まえ、2019年（平成31年）1月、両会合合同により「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言^{*1}」が取りまとめられた。緊急提言においては、「シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現」のための通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた期間拘束の是正、「販売代理店の業務の適正性の確保」のための販売代理店の届出制度の導入や利用者に誤解を与える不適切な勧誘行為の禁止等について早急に取り組むべきとの方向性が示された。これを受け、総務省は2019年（平成31年）3月に電気通信事業法の一部を改正する法律案を国会に提出し、同改正法は2019年（令和元年）5月に公布された。

図表4-2-1-2 モバイル接続料（データ）の推移
（10Mbps当たり・月額）



※ 2014年度の接続料は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。

*1 「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」及び意見募集の結果の公表：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000529.html

モバイル研究会及び消費者WGは、2019年（平成31年）4月、それぞれ中間報告書を取りまとめているが、引き続き5Gの進展、eSIMの普及を見据えた将来的な課題等やIoTの新サービス等が顕在化した際の消費者保護に係る課題について検討をしていくこととしている。

2 公正競争の促進

1 電気通信事業分野における市場検証の実施

昨今、急速なICTの進展や新たなビジネスモデルの登場などに伴い電気通信市場の構造は激しく変化している。こうした中、事後規制を基本とする電気通信事業法の枠組みにおいて電気通信事業分野における公正競争を促進し、利用者利便を確保するためには、市場動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策展開に反映することが重要となっている。

総務省は、2016年度（平成28年度）から、従前の「電気通信事業分野における競争状況の評価」及び「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」を充実・発展させ、市場動向の分析・検証及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認を一体的に行う市場検証の取組を実施している。市場検証の取組の実施に当たっては、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針^{*2}」（2016年（平成28年）7月）において、2016年（平成28年）夏から2019年（令和元年）夏までの3年間における市場検証に関する基本的な考え方及び検証プロセスの全体像を示すとともに、本基本方針に基づき、各年度における市場検証に関する重点事項及び分析・検証の実施方針等を示す年次計画を策定している。また、効率のかつ実効性の高い分析・検証を行い、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議を開催している。

2017年度（平成29年度）には、「固定系通信・移動系通信における卸及び接続」、「消費者保護ルールに関する取組状況」及び「グループ化の動向」を重点事項として検証を行い、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題等を取りまとめ、「電気通信事業分野における市場検証（平成29年度）年次レポート^{*3}」を公表した。2018年（平成30年度）は、「固定系通信・移動系通信における卸及び接続」及び「消費者保護ルールに関する取組状況」の継続事項に加え、「移動系通信における禁止行為規制の緩和における影響」を重点事項としている。また、2018年度（平成30年度）は、平成27年改正事業法の施行状況に関する総合的な検証に資するため、平成27年改正事業法施行後における電気通信市場の変化等に留意して市場検証を実施することとしている。

2 IP網時代の公正競争条件の確保

電気通信ネットワークのIP化が進展する中、我が国の基幹的な固定通信網においても、IP網が基軸となってきたおり、その中で、IP網同士の接続条件等、電気通信事業における競争基盤となる接続を巡る諸論点について議論、検証が必要となってきた。これを踏まえ、総務省では、2017年（平成29年）3月から、「接続料の算定に関する研究会^{*4}」を開催し、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるよう、NGN、加入光ファイバ等の接続料の算定方法やコロケーション、接続料交渉の円滑化等について検討を行い、同年9月に第一次報告書を取りまとめた。同報告書を踏まえ、2018年（平成30年）2月に省令改正（電気通信事業法施行規則等の一部改正（平成30年総務省令第6号））等を行い、第一種指定電気通信設備の範囲、接続機能（アンバンドル機能）、及び接続約款の記載事項等に関する規定を見直した。

同研究会では、その後も第一次報告書で挙げられた各種課題への取組状況を中心に議論、検証を継続し、NGNの県間通信用設備の扱い、NGNのISP接続（PPPoE^{*5}とIPoE^{*6}）、光ファイバケーブルの取扱い（耐用年数等）について方向性の取りまとめを行った。2018年（平成30年）9月には、これらの結果を整理するとともに、フォ

^{*2} 電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針：http://www.soumu.go.jp/main_content/000430110.pdf

^{*3} 電気通信事業分野における市場検証（平成29年度）年次レポート：http://www.soumu.go.jp/main_content/000571106.pdf

^{*4} 接続料の算定に関する研究会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/access-charge_calculation/index.html

^{*5} Point-to-Point Protocol over Ethernet：2008年（平成20年）3月のNGN商用サービス開始時から用いられている方式であって、ホームゲートウェイ等の利用者端末と、他事業者との接続用設備である網終端装置の間に、論理的なトンネル（セッション）を構築し、NGN外との通信（インターネット通信等）は他事業者の割り当てたIPアドレスにより全て当該セッションを通過し他事業者の設備との間で伝送されるが、NGN内に閉じた通信（フレッツ利用者間の光IP電話等）は、NGN用の別のIPv6アドレスの割り当てを受けて行う方式。

^{*6} Internet Protocol over Ethernet：NGNにおいてIPv6によるインターネット接続サービスを提供するための一方案として、2009年（平成21年）8月から用いられているもので、NTT東日本・西日本が他事業者に割り振られたIPv6アドレスを預かった上で各利用者端末に割り当てることにより、NGN外との通信も、NGN内の通信も当該IPv6アドレスにより行うことができる方式。

ローアップ事項を提示した第二次報告書を取りまとめるとともに、その後、同報告書も踏まえ、「網機能提供計画」制度について、省令改正（平成31年総務省令第15号）を行い、従来対象外であったIP網を構成するルータ等を対象に追加するとともに、届出期限の短縮など手続ルールの合理化を行った。

また、固定電話網のうち加入者交換機等の接続料算定においては、長期増分費用（LRIC）方式が適用されているが、情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」（平成30年10月）において、2019年度（令和元年度）から3年間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応することが適当とされた。段階的な移行の手段として、まずは従来から用いているPSTN-LRICモデルにより接続料を算定し、これにより価格圧搾のおそれが生じる場合は、PSTN-LRICモデルとより効率的なIP-LRICモデルの組合せへ移行の段階を進めることが適当とされた。

この答申を踏まえ、2019年（平成31年）3月に第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）を改正し、接続料算定の段階的な移行に係る規定を追加した。

3 電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁等

ア 電気通信紛争処理委員会の概要

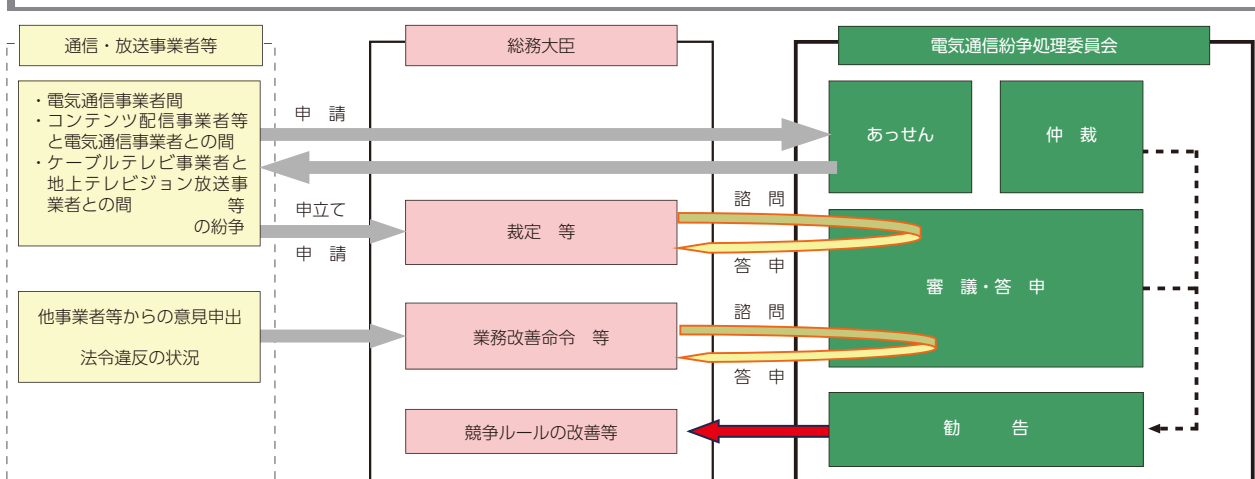
（ア）電気通信紛争処理委員会の機能

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、技術革新と競争環境の進展が著しい電気通信分野において多様化する紛争事案を迅速・公正に処理するために設置された専門組織であり、現在、総務大臣により任命された委員5名及び特別委員8名が紛争処理にあっている。

委員会は、①事業者間等の紛争を解決するためのあっせん・仲裁を行う、②総務大臣が命令、裁定等を行う際に諮問を受けて審議・答申を行う、③あっせん・仲裁、諮問に対する答申を行う中で、競争ルールの改善等について総務大臣に勧告を行うという3つの機能を有している（図表4-2-2-1）。

また、委員会事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する問合せ・相談等に対応している。

図表4-2-2-1 電気通信紛争処理委員会の機能の概要



（イ）あっせん・仲裁

あっせんは、委員会が有識者である委員・特別委員の中から「あっせん委員」を指名し、あっせん委員が両当事者の歩み寄りを促すことにより紛争の迅速・公正な解決を図る手続である。必要に応じ、あっせん委員があっせん案を提示する。両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはない。

仲裁は、原則として、両当事者の合意に基づき委員会が委員・特別委員の中から3名を「仲裁委員」として指名し、仲裁委員による仲裁判断に従うことを合意した上で行われる手続であり、仲裁判断には当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。

イ 委員会の活動の状況

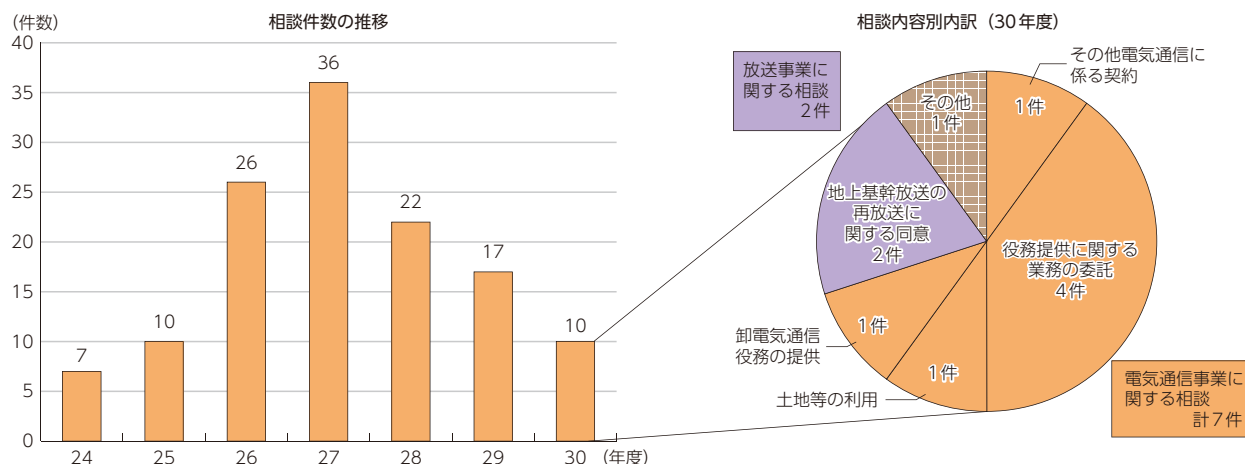
委員会は、2018年（平成30年）度においては、契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争についてのあっ

せん1件の申請を処理した。

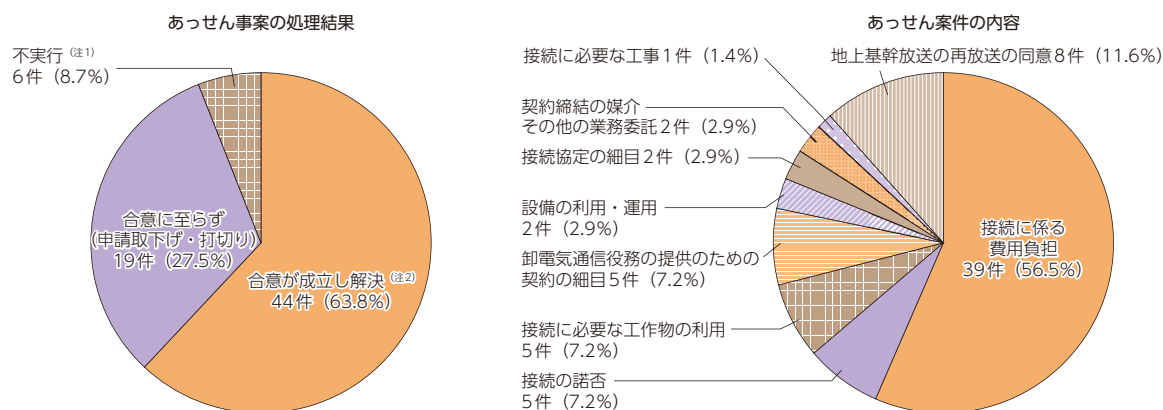
事業者等相談窓口においては、相談対応10件（図表4-2-2-2）を行った。

なお、2001年（平成13年）11月の委員会設立から2019年（平成31年）3月末までに、あっせん69件（図表4-2-2-3）、仲裁3件の申請を処理し、総務大臣からの諮問に対する答申10件、総務大臣への勧告3件を実施している。

図表4-2-2-2 事業者等相談窓口における対応状況



図表4-2-2-3 あっせんの処理状況



注1：「不実行」とは、一定の場合（他方当事者があっせんを拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等）に委員会があっせんしないこと。

注2：「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件16件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。

ウ 総務大臣による協議命令・裁定

電気通信分野においては、電気通信事業者間での電気通信設備の接続又は共用、電気通信設備設置用工作物の共用若しくは卸電気通信役務の提供に係る協議について協議が不調等になった場合には、電気通信事業法の規定に基づき、電気通信事業者が総務大臣に対して協議の開始又は再開の命令の申立て若しくは裁定の申請を行うことができる。

放送分野においては、ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者間での再放送同意について協議が不調等になった場合には、放送法（昭和25年法律第132号）の規定に基づき、ケーブルテレビ事業者等が総務大臣に対して裁定の申請を行うことができる。

これら総務大臣による協議命令・裁定に関する紛争処理手続は、紛争の相手方の意向にかかわらず、当事者の一方の申立て又は申請により開始される。総務大臣は協議命令・裁定をしようとするときは、委員会に諮問しなければならない。

3 電気通信インフラの安全・信頼性の確保

1 電気通信設備の技術基準等に関する制度の整備・運用の在り方

ア IoTの普及に対応した電気通信設備の技術基準等に関する制度整備

近年のIoTの普及に伴う通信ネットワークの高度化や利用形態の多様化を踏まえ、様々なIoTサービスを安心して安定的に利用できるネットワーク環境の確保を目的として、2017年（平成29年）12月から、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会において、「IoTの普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件」について検討を行っている。

2018年（平成30年）9月には同委員会の第一次検討の結果が一部答申^{*7}として取りまとめられ、①IoT機器を含む端末設備のセキュリティ対策に関する技術基準の整備、②LPWA^{*8}サービスに係る電気通信主任技術者の委任義務の緩和、③LPWAサービスに係る事故報告基準の緩和及び④大規模なインターネット障害発生時の対策に関する制度改正の方向性が示された。

この一部答申を踏まえ、①及び②については、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会からの答申を受けて、2019年（平成31年）2月に端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）を改正^{*9}するとともに、改正後の端末設備等規則の運用方法や解釈等を明確化する「電気通信事業法に基づく端末機器の基準認証に関するガイドライン」を2019年（平成31年）4月に策定・公表した。③及び④については、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）及び電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）における事故報告制度の規定を改正^{*10}するとともに、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）を改正^{*11}し、インターネットの経路設定時の人為的ミスの防止等大規模なインターネット障害発生時に有効な対策についての規定を整備した。

同委員会では第二次検討として2018年（平成30年）10月から「IoTの普及やネットワーク仮想化等に対応した技術基準及び資格制度等の在り方」及び「新たな技術を活用した通信インフラの維持・管理方策」についての調査検討が進められた。具体的には、ネットワークのソフトウェア化・仮想化の進展に伴う当面の課題として、ハードウェアの仮想化に伴う機能維持・冗長性確保の在り方、ソフトウェアの信頼性確保の在り方、ネットワーク構成の把握の在り方及びネットワークの維持・管理・運用に求められる専門知識・能力の変化について論点整理が行われ、このうちソフトウェアの信頼性については、2018年（平成30年）12月に発生したソフトウェアに起因する携帯電話サービスの通信障害を踏まえ、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）の改正等の必要性が示された。また、将来的な課題として5Gコアネットワークやネットワークスライシングなど仮想化技術の本格導入を見据えた技術基準等の制度の在り方について、引き続き検討することが適当とされた。さらに、通信インフラの効果的・効率的な保守・運用や非常時の応急復旧を含む通信インフラの適切な維持・管理の方策について、通信事業者の取組やグローバル展開を促進していくことが適当とされた。これらの検討結果が2019年（平成31年）3月に同委員会の第二次報告（案）としてとりまとめられた。

イ 災害時における通信サービスの確保

近年、我が国では、地震、台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、火山噴火等の自然災害が頻発しており、大きな被害を受けている。直近においても、平成30年7月豪雨、台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震等において、停電による影響、通信設備の故障、ケーブル断等により通信サービスに支障が生じた。こうした累次の災害対応における振り返りを行い、これを踏まえ、災害時における通信サービスの確保に向けて、総務省と電気通信事業者との間で平素から体制を確認し、より適切な対応を行うことができるよう、2018年（平成30年）10月から「災害時における通信サービスの確保に関する連絡会」を開催している。同連絡会では、災害時における通信サービス

^{*7} 「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IoTの普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件」に関する情報通信審議会からの一部答申（2018年（平成30年）9月12日）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban05_02000159.html

^{*8} Low Power Wide Area（LoRa等のIoTサービス用の新たな無線通信技術）

^{*9} 2019年（平成31年）3月1日公布、電気通信主任技術者規則の改正は同日施行、端末設備等規則の改正は2020年（令和2年）4月1日施行

^{*10} 2019年（平成31年）3月26日公布、同年4月1日施行

^{*11} 2019年（平成31年）3月26日公布、同年4月1日施行

ウ 電気通信事故報告の分析・検証

電気通信事業者の増加や提供サービスの多様化・複雑化に伴い、事故の要因も多様化・複雑化してきていることから、電気通信事故の防止に当たっては、事前の対策に加え、事故発生時及び事故発生後の適切な措置が必要である。総務省は、事故報告の検証を行うことにより、再発防止に向けた各種の取組に有効に活用するため、2015年（平成27年）から「電気通信事故検証会議」を開催し、主に電気通信事業法に定める「重大な事故」及び電気通信事業報告規則に定める「四半期報告事故」に係る報告の分析・検証を実施している。

同会議では、2017年度（平成29年度）に発生した電気通信事故の検証結果等を取りまとめ、2018年（平成30年）9月に「平成29年度電気通信事故に関する検証報告」を公表している。

2 電気通信番号の適正な使用の確保

ア 電気通信番号の公平・効率的な使用及び適切な管理等に係る制度の新設

情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」（平成29年9月）を踏まえ、モバイル化・IoT化に伴う番号ニーズの増大による電気通信番号^{*12}の逼迫に対応するとともに、IP網移行に対応して全ての事業者が電気通信番号の管理に責任を負う仕組みへの転換を図るため、2018年（平成30年）5月、電気通信事業法が改正（平成30年法律第24号）された。改正法を踏まえ、2019年（令和元年）5月に電気通信番号計画の制定等を行い、番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して事業者に番号を割り当てるための制度を新設した（図表4-2-3-1）。

図表4-2-3-1 制度整備後の電気通信番号の使用に関する手続き等について

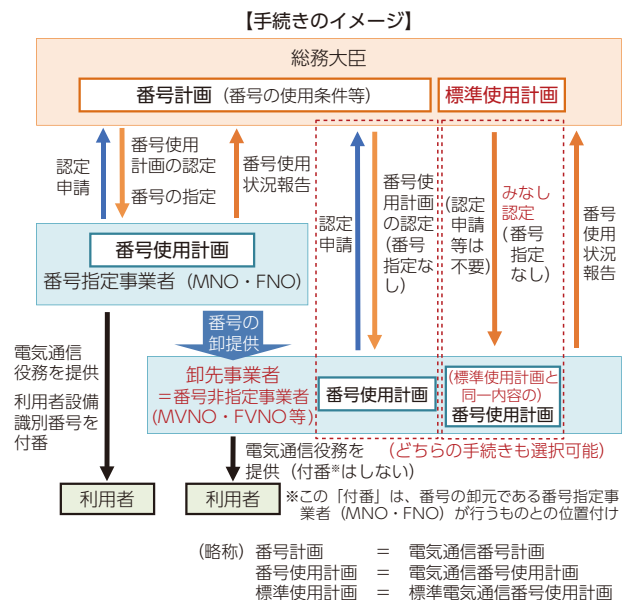
- 電気通信番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して電気通信事業者に電気通信番号を割り当てるための制度を整備

電気通信番号の使用に関する手続き

- ✓ 総務大臣は、電気通信番号計画（告示*）を作成・公示
 - ※電気通信番号の種類ごとに、提供役務の使用、使用の条件（重要通信、番号ポータビリティ、使用期限等）等を記載
- ✓ 電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、電気通信番号計画に従って電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受けなければならない
- ✓ 総務大臣は、電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること等を審査し、認定（併せて電気通信番号を指定）
- ✓ 卸先事業者（MVNO・FVNO等）についても、次のいずれかの手続きが必要
 - ✓ 電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受ける
 - ✓ 標準電気通信番号使用計画*と同一の電気通信番号使用計画を作成（この場合、総務大臣の認定を受けたものとみなされる）
 - ※卸元電気通信事業者の電気通信番号使用計画の範囲内である等の場合を規定

電気通信番号の適正使用に関する担保措置

- ✓ 認定された電気通信番号使用計画に従って、指定があった電気通信番号を使用しなければならない
- ✓ 違反した場合は、総務大臣による適合命令
- ✓ 適合命令に従わない場合は認定の取消し



イ IoT時代の電気通信番号に関する検討（020番号、IMSI等についての検討）

M2M（Machine to Machine）等専用の電気通信番号として020番号を創設することとした情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」（平成27年12月）から約3年半が経過し、携帯電話事業者における020番号の利用にも進展がみられる。

また、第5世代移動通信システム（5G）によるサービスが2020年（令和2年）春に商用サービスが開始される

※12 ITU（国際電気通信連合）の勧告において桁数の上限（10進数で15桁）等が定められている有限希少な資源であり、日本の国番号は「81」とされている。

予定であり、あらゆる「モノ」がインターネットに接続されるIoT（Internet of Things）時代を本格的に迎えることが想定されている。

こうした状況を踏まえ、総務省では、2018年（平成30年）12月から、「IoT時代の電気通信番号に関する研究会^{*13}」を開催し、電気通信番号（020番号やIMSI^{*14}等）に関して、M2M等による更なる需要の増大や、多数の事業者による様々なサービス形態の進展に対応するための方策等について検討を行い、2019年（令和元年）7月に報告書を取りまとめる予定である。

当該報告書においては、①020番号の枯渇対策として020番号の桁増しを早期に行うこと、②IMSIの指定可能事業者数を確保するための措置を講じること等が示されており、今後、総務省では、2019年（令和元年）内を目途として必要な制度整備を行うこととしている。

4 電気通信サービスにおける安心・安全な利用環境整備

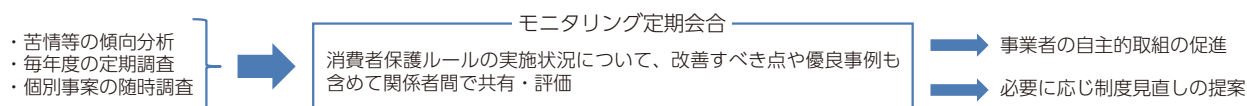
1 消費者支援策の推進

電気通信サービスの高度化・多様化により、多くの利用者に利便性の向上や選択肢の増加がもたらされる一方で、利用者と事業者の間の情報格差や事業者の不適切な勧誘等により、トラブルも生じている。

このような状況を背景に、消費者保護ルールの更なる充実・強化を目的の1つにした電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）が2015年（平成27年）5月に成立し、2016年（平成28年）5月より施行された。改正法により、従前の義務に加えて、説明義務の充実、書面交付義務、不実告知等・勧誘継続行為の禁止、媒介等業務受託者に対する指導等が盛り込まれた。

総務省では、これらの消費者保護ルールを適切に実施し、制度の実効性を確保するため、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」を策定し、消費者保護ルールの実施状況についてモニタリングするとともに、有識者や関係の事業者団体が参加し、関係者の間で共有・評価等する「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合^{*15}」を開催している（図表4-2-4-1）。

図表4-2-4-1 消費者保護ルール実施状況のモニタリング（概要）



2017年度（平成29年度）のモニタリングでは、総務省のほか各地の消費生活センター等に寄せられる苦情相談の傾向分析を行うとともに、MNOやFTTH、MVNOサービス等を提供する主な事業者に対し、利用者に扮した調査員が販売現場において具体的な説明状況の調査等を行う実地調査（覆面調査）等を実施した。これらの調査等の結果を基に、2018年（平成30年）6月の第5回モニタリング定期会合において、「2017年度（平成29年度）消費者保護ルール実施状況のモニタリング（評価・総括）」をとりまとめた。本評価・総括等を踏まえ、調査対象事業者に対し所要の改善指導を実施するとともに、同年10月にはMVNO音声通話付サービスへの初期契約解除制度導入のための電気通信事業法施行規則等の一部改正等、制度面における対応を行った。

2018年度（平成30年度）においても、引き続きモニタリングを実施しており、実質的に利用者の通信サービス契約期間を長期に拘束する効果のある残債免除等施策（いわゆる「4年縛り」）の契約前説明の義務化、改正青少年インターネット環境整備法の施行やMVNO音声通話付サービスへの初期契約解除制度導入等も踏まえた実地調査等を行っている。2019年（平成31年）2月には、第6回モニタリング定期会合を開催し、2017年度（平成29年度）消費者保護ルール実施状況のモニタリングにおける指摘事項に対するフォローアップや、2018年度（平成30年度）上半期の苦情相談の傾向分析の結果及びMVNOサービスへの実地調査の結果の報告等を行い、各電気通信サービスの要改善・検討事項をとりまとめた。

*13 IoT時代の電気通信番号に関する研究会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/iot_tel/

*14 電気通信回線設備に接続された端末設備を識別するための番号であり、主に、携帯電話端末及びBWA端末に挿入するSIMカードに書き込まれ、加入者識別に使用される。

*15 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ict_anshin/index_03.html

総務省では、引き続き、モニタリング等の取組を進め、消費者保護の充実を図っていくこととしている。

2 青少年のインターネット利用環境の整備

スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及し、フィルタリング利用率が低迷している状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図るための所要の措置を講ずる「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第75号）が2018年（平成30年）2月に施行された。改正法では、改正法前の義務^{*16}に加え、携帯電話事業者及び代理店に対して、新規・変更契約時に①契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が18歳未満か確認、②フィルタリング説明（青少年有害情報を閲覧するおそれ、フィルタリングの必要性・内容を保護者又は青少年に対し、説明）、③契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアの設定を行うことを義務付けた。また、フィルタリングサービスの提供義務の対象機器を携帯電話・PHSに加え、データ通信用端末（タブレット等）に拡大した（図表4-2-4-2）。

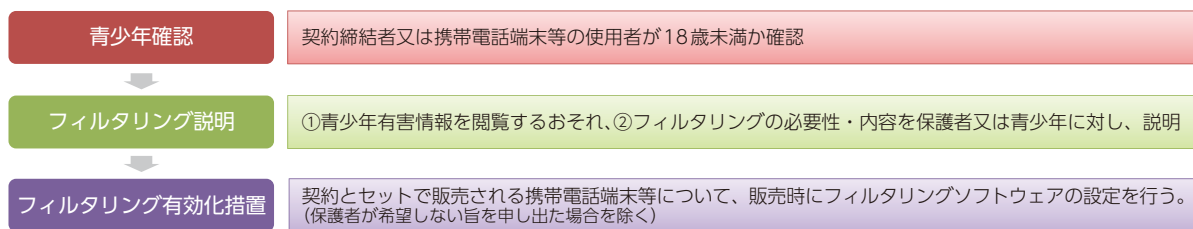
図表4-2-4-2 青少年インターネット環境整備法（改正の概要）

【改正前の内容】

携帯電話事業者に対して、契約者又は端末（携帯電話・PHS）の使用者が青少年（18歳未満）の場合、（保護者が利用しない旨を申し出た場合を除き）フィルタリングサービスの利用を条件として、通信サービスを提供することを義務付け 等

【改正の内容】

1. 携帯電話事業者及び代理店に対して、上記義務に加え、新規・変更契約時に下記を義務付け



2. フィルタリングサービス提供義務の対象機器を携帯電話・PHSに加え、データ通信用端末（タブレット等）に拡大

（注）その他

- ① パソコンメーカー等に加え、携帯電話端末の製造事業者に対して、フィルタリングソフトウェアのプリインストール等、フィルタリング容易化措置を義務付け
- ② OS開発事業者に対して、フィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化措置を円滑に行えるようOSを開発する努力義務
- ③ 上記「1.」の青少年確認において、保護者等に対して、携帯電話端末等を青少年に使用させるために契約を締結しようとする場合にはその旨を申し出ることを義務付け

^{*16} 携帯電話事業者及び代理店に対して、契約者又は端末（携帯電話・PHS）の使用者が青少年（18歳未満）の場合、（保護者が利用しない旨を申し出た場合を除き）フィルタリングサービスの利用を条件として、通信サービスを提供することを義務付け等